

相続税の納税猶予に関する適格者証明願 添付書類等一覧表

※証明願は2部（正本・副本）提出してください。

※締切日 毎月5日（休日の場合は、休日の翌日）

1 適格者証明願に添付する書類（正副2部）

添付書類	内 容	確認欄
位置図	対象農地の住宅地図等	
公図等の写し	対象農地の土地整理図（市民課証明係）又は公図（法務局）	

2 次のイからニの区分に応じ、添付する書類（1部）

イ 相続登記が完了している場合 ハ 遺産分割協議書に基づく相続の場合

ロ 相続人が一人だけの場合 ニ 公正証書遺言に基づく相続の場合

○・・・必須 △・・・該当する場合のみ必要

イ	ロ	ハ	ニ	添 付 書 類	確認欄
○	○		○	対象農地の 登記事項証明書（写） ※全部事項証明	
○	○	○	○	被相続人の 固定資産名寄帳（写） 又は 固定資産評価証明（写）	
○	○	○	○	（※）被相続人の 除籍謄本（写） 又は 除籍抄本（写）	
○	○	○	○	（※）相続開始後に発行された申請者の 住民票（写）	
	○			（※）被相続人の出生から死亡までの 戸籍謄本（写）	
	○		○	（※）申請者の 戸籍抄本（写）	
		○		遺産分割協議書（写）	
		○		遺産分割協議書に使用した 申請者の印鑑証明書（写）	
			○	公正証書遺言（写）	
△	△	△	△	納税猶予を受ける農地の担当地区の 農地利用最適化推進委員意見書 ※自作地がある場合	
△	△	△	△	仮換地証明（写） ※土地区画整理事業により仮換地指定された農地がある場合	
△	△	△	△	一時利用地指定通知（写） ※土地改良事業により一時利用地指定された農地がある場合	
△	△	△	△	他市町村に提出した適格者証明願の写し ※他市町村に適格者証明願を提出している農地がある場合	

（※）法務局発行の「法定相続情報一覧図（住所記載あり）」を添付する場合、添付不要。

3 相続税(納税猶予)の申告に必要なとなる市が発行する証明・・・2部提出

必 要 書 類	確認欄
農用地利用集積計画を公告した旨の証明書 ※対象の農地について農業経営基盤強化促進法に基づく貸付を行っている場合に必要。ただし、 農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書 は県の証明です。	

※納税猶予の特例適用の農地等該当証明書は、都市計画課で証明書の交付を受けてください。

◆問合せ先◆ 安城市農業委員会事務局 電 話：0566-71-2234（直通）
（市役所農務課農地係） F A X：0566-76-1112